

# 新型コロナウイルスの自宅療養者への健康観察の変更について

令和4年3月18日  
保健管理課

## 自宅療養者への対応の現状

### 保健所による健康観察を原則毎日実施

自宅療養の対象者：軽症または無症状であって、重症化リスクが低く入院治療等を必要としない方

- ① **自宅療養者数 = 約1,500人** (3月15日時点)  
2月上旬は一時期3,000人を超過
- ② **オミクロン株の特徴 = 感染力強、軽症者多**  
今年年1月以降、感染者の98.5%は軽症  
重症化リスク高い方は初めから入院  
(自宅療養中に入院となるのは数日に1件程度)

- ③ **健康観察の頻度 = 原則として毎日**  
入院治療等が必要となれば病院・宿泊療養へ移行
- ④ **健康観察の実施者 = 応援職員・医療機関**  
全庁からの応援職員 約35～55人 (1日あたり)  
(公民館・図書館を含め交代制により対応)  
健康観察を実施可能な医療機関 約120か所

### 【国(厚生労働省)からの通知】

- 健康観察は毎日1回を目安とするも、**患者状態等**に応じ柔軟に対応(R2.4.4.2通知)
- 地域の実情に応じ**重症化リスクの高い陽性者を重点的に対応**することが可能(R4.2.9通知)
- **健康観察・診療を行う医療機関等の拡充を進める**こと(R4.3.2通知)

### 【健康観察実施の医療機関の声】

「毎日行う必要があるほどの療養者はいなかった。体調に変化があった場合に本人から連絡があれば対応できる」等

## 今後 (R4.4.1以降届出があった陽性者) の健康観察対応

👉 **医療機関が自宅療養者の病状・年代・基礎疾患の有無等に応じ健康観察の頻度※を決定し、健康観察と必要に応じ診療を実施**

※例えば、①一人暮らしの高齢者には毎日行う。②若い軽症者で同居家族がいる場合には、体調に変化があった場合に本人や家族から医療機関に連絡するよう、あらかじめ説明しておき、医療機関から連絡は行わない場合などが考えられる。

👉 **医療機関が実施できない場合は保健所が実施**

医療機関から健康観察を実施している陽性者で保健所への相談等を希望する場合は、新型コロナウイルス受診相談センターで対応可能